

日本知的財産協会 競争法コンプライアンス指針

一般社団法人日本知的財産協会（以下「当協会」という。）は、知的財産に関する諸制度の適正な活用及び改善を図り、会員の経営に資するとともに、健全なる技術の進歩及び我が国の産業の発展に寄与することを目的とする（本会定款第3条）。

当協会は、この目的を遂行するに当たり、一般社団法人として法令を遵守すべきことが求められるものであるが、特に（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第2条第2項第1号の「事業者団体」として、独占禁止法を始めとする国内外の競争法の規制を遵守することが求められる。

そこで、当協会は、本競争法コンプライアンス指針（以下「本指針」という。）を定める。

第1 留意事項

当協会の活動は、知的財産に関する専門知識、技術動向、経営知識、市場環境、企業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢などについての客観的な情報を収集し、これを会員などに提供する活動を中心とするものであり、このような活動は、通常は競争法上の問題を生じないものである。

また、当協会会員がそれぞれ保有する知的財産を活用する行為は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為である限り、競争法上の問題を生じないものである（独占禁止法第21条）。

しかし、当協会の活動において、例えば、特許出願に必要な費用に係る調査をすること自体は、通常は競争法上の問題を生じないものであるが、そのような当協会の活動を通じて、あるいは活動の場を借りて、特定の技術分野における出願の代理人報酬を共同して一定金額以下に値引きするように代理人に働きかけることを内容

とするような申合せがされることが仮にあるとすれば、そのような申合せは競争法上の問題を生じさせるおそれがある。すなわち、そのような行為は、およそ知的財産権の行使とは無関係なものであり、かつ、価格制限行為にも当たり得るのであり、競争法上の問題を生じさせるおそれがある。

そこで、当協会及び当協会会員は、当協会の活動を通じて、不当な取引制限に当たる行為（価格制限行為、数量制限行為、顧客・販路等の制限行為、設備又は技術の制限行為、参入制限行為等をいう。）又は不公正な取引方法に当たる行為が行われることのないように、公正取引委員会が定める「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」などを踏まえながら、十分に留意する必要がある。

また、当協会の活動を通じて、知的財産制度の趣旨を逸脱し、私的独占若しくは不当な取引制限又は不公正な取引方法に当たる行為が行われることがないように、公正取引委員会が定める「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」などを踏まえながら、十分に留意する必要がある。

第2 当協会の対応方針

1 責任者の対応

当協会の社員総会、部会、専門委員会、ワーキンググループ、研修、対外活動など（以下「JIPA 活動」という。）において、それぞれの JIPA 活動の責任者は、「第2 留意事項」に当たるおそれのある議論、意見交換、資料の配布などがされないように留意する。JIPA 活動において、そのような行為がされたときは、直ちに当該行為を中止させ、配布された資料などは回収する。この際には、JIPA 活動の報告には、適切な対応がされたかどうかを確認することができるように、問題のある行為の内容及び JIPA 活動の責任者の対応を記録し、かつ、本会の競争法コンプライアンス責任者に報告をする。

2 本会の役員及び職員の対応

JIPA 活動に当協会の役員又は職員（以下「役員等」という。）が出席する場合において、「第2 留意事項」に当たるような議論、意見交換、資料の配布などがされるおそれがあり、又はそのような問題のある行為がされたときは、JIPA 活動の責任者にその旨の注意を喚起し、「1 責任者の対応」に相当する対応がされるように促すものとする。役員等は、問題のある行為がされたこと、JIPA 活動の責任者に注意を喚起したこと、及び適切な対応がされたことについて、競争法コンプライアンス責任者に報告する。

第3 競争法コンプライアンスに関する体制

1 競争法コンプライアンス責任者

当協会の競争法コンプライアンス責任者を当協会の事務局長とし、これに係わる業務は当協会の会員グループ責任者が取り扱う。当協会の事務局長及び会員グループ責任者は、競争法コンプライアンスの実現に必要な最新の情報の収集に努め、当協会の活動において、競争法上の問題が生じるような行為がされないように、当協会の会員、JIPA 活動の責任者及び役員等の意識の向上に努める。

2 競争法コンプライアンスの周知方法

当協会は、本指針を当協会のホームページに公開し、当協会の会員、JIPA 活動の責任者及び役員等への周知徹底を図る。万一、競争法上の問題が生じ得るような行為がされたときは、競争法コンプライアンス責任者は、当協会の会員に事例として周知し、同様の行為がされないように注意を喚起する。

以 上